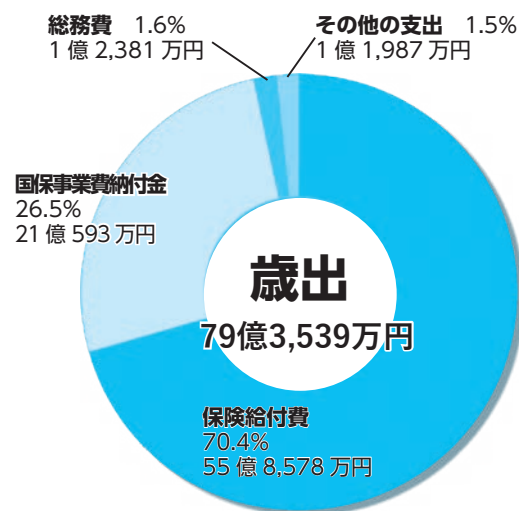
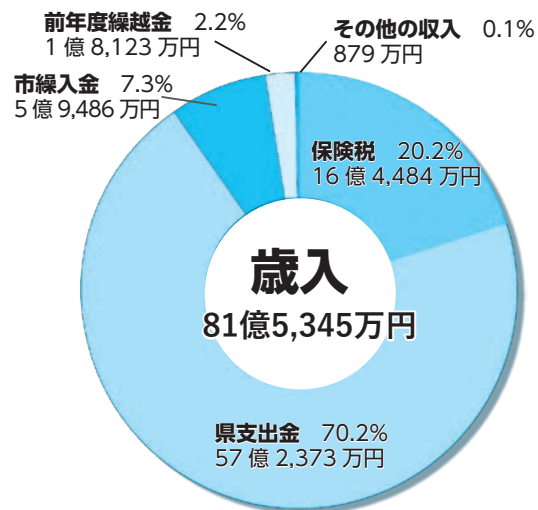


わたしたちの国保

★保険課 ☎ 25- 1 1 1 6

国保加入世帯数
10,517 世帯
被保険者数
15,795 人
(令和6年12月1日現在)



歳入・歳出の主な項目

令和5年度の歳入決算額は、81億5,345万円（前年度比0.74%減）となりました。

歳入の主な項目は、納めていただいた保険税が20.2%、県支出金が70.2%、市からの繰入金が7.3%となっています。

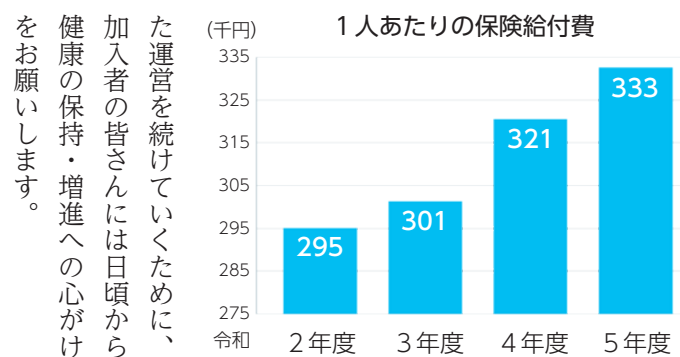
一方で、歳出決算額は、79億3,539万円（前年度比1.22%減）となりました。

1人あたりの医療費は増加

歳出の主な項目は、医療費の支払いに充てる保険給付費が70.4%、国保事業費納付金が26.5%となっています。

国民健康保険（国保）加入者は減少していますが、医療の高度化等の影響により、1人あたりの保険給付費は年々増加している状況です（棒グラフ参照）。

国保制度を維持し、安定した運営を続けていくために、加入者の皆さんには日頃から健康の保持・増進への心がけをお願いします。



国保への加入・脱退には手続きが必要です

国保への加入・脱退については、これまでと同様に手続きが必要です。

※手続き方法について、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

マイナ保険証をご利用ください

昨年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みになったことにより、新たな保険証は発行されなくなりました。

現在お持ちの保険証は、マイナ保険証の有無に関わらず有効期限（原則7月31日）まで利用できます。

有効期限までに、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、それぞれ送付します。

令和5年度 国民健康保険特別会計決算状況

市民税・県民税の申告、その前に！

早めの準備で期限内の申告に備えましょう。

★課税課市民税係 ☎ 25- 1 1 2 3



申告相談

「令和7年度市民税・県民税」「令和6年分所得税」

日程・会場 ……………

① 2月13日(木)～19日(水) セルディ

※会場入口で受付。

② 2月20日(木)～3月17日(月) 市役所

※市役所1階市民ホールで受付。

受付時間 ……………

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土・日・休日を除く。ただし、3月2日(日)は実施。

※地区ごとの申告日程は、広報ほんじょう2月号に掲載します。予約や整理券の配付はありません。

所得税の還付を受ける方へ

所得税の還付申告書は、確定申告期間前でも本庄税務署に提出できます。申告会場は大変混み合いますので、所得税の還付申告をする方はご活用ください。

令和7年度市民税・県民税申告書の配付

配付開始日 2月3日(月)【予定】

配付場所 本庄ガスECO はにぼんプラザ、課税課、支所市民福祉課、セルディ、図書館本館、市HP



申告書



申告について

よくある質問【医療費控除について】

Q. 医療費控除に必要な書類は？

A. 「医療費控除の明細書」が必要です。ただし、市では明細書の作成は行いません。

事前に診療を受けた方ごと、医療機関ごとに累計し、明細書を作成してください。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引かれます。

※医療費控除は、所得税や住民税を減額するものであり、支払った医療費が還付されるものではありません。

※状況により税額が変わらない場合もあります。

※医療費の領収書等必要書類の提示等を求める場合があります。申告期限等から5年間は保管してください。また、医療保険者が発行する医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できます。

他にも申告に関する、こんな相談会があります

スマホ申告相談会【事前予約制】



スマートフォンで申告を希望する方向けの説明会です。必要な書類がそろっている方は、**当日中に申告書の提出まで完了**します。ぜひご参加ください！

日時 ① 2月5日(水) 午前9時30分～午後4時
② 2月6日(木) 午前9時30分～午後4時

※①②のいずれかを選択。

会場 ①市役所5階502会議室、②セルディ2階大会議室
用意 スマートフォン、マイナンバーカード、収入金額がわかるもの（源泉徴収票等）、各種控除を証明できるもの

申込 電話で下記へ

★本庄税務署個人課税部門 ☎ 22- 2 1 1 4

税理士による無料税務相談



各税理士事務所において、原則、対面で無料の申告相談を行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、年金受給者で確定申告が必要な方

相談時間 午前9時30分～午後4時
※開催日程や各税理士事務所の連絡先等、詳しくは市HPをご覧ください。

★関東信越税理士会本庄支部

☎ 35- 1 1 2 8



市HP